

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

平成27年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある者を対象に、疾病、負傷又は死亡に関して必要な医療保険給付を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。</p> <p>①後期高齢者医療の資格登録 ②後期高齢者医療の保険料決定(群馬後期高齢者医療広域連合で実施) ③後期高齢者医療の保険料賦課・更正・減免・徴収(事務の一部を群馬県後期高齢者医療広域連合で実施) ④後期高齢者医療の被保険者証交付 ⑤後期高齢者医療の資格台帳変更 ⑥後期高齢者医療の給付管理(群馬県後期高齢者医療広域連合で実施)</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納システム、滞納システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・80,81及び82の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,82,83,87及び93</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課医療年金係
②所属長	国保年金課長 須藤 隆
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 国保年金課 医療年金係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 国保年金課 医療年金係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

